

29 会 監 第 268 号

平成 29 年 12 月 1 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査（中期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（中期）を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 企画政策部（企画調整課、企画調整課協働・男女参画室、地域づくり課、秘書広聴課、北会津支所まちづくり推進課、北会津支所住民福祉課、河東支所まちづくり推進課及び河東支所住民福祉課）
- (2) 観光商工部（観光課、商工課及び企業立地課）
- (3) 農政部（農政課及び農林課）
- (4) 教育委員会（教育総務課、教育総務課あいづっこ育成推進室、学校教育課、文化課、スポーツ推進課、生涯学習総合センター、北公民館、南公民館、大戸公民館、一箕公民館、東公民館、湊

公民館、北会津公民館、河東公民館、北会津地区学校給食センター、河東地区学校給食センター及び会津若松学校給食センター)

3 監査対象期間

平成28年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 主要事業が限られている場合及び出先機関における庶務経理事務
- (4) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業に関する工事

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1財務事務監査の着眼点」、「第2経営に係る事務事業監査の着眼点」及び「第3工事監査等の着眼点」等に基づき、事務の正確性、合規性の検証、経営に係る管理の経済性及び効率性並びに有効性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成29年8月10日から10月17日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 平成29年10月18日及び19日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○会津若松市サテライト誘致事業負担金、デジタル情報プラットフォーム整備事業負担金、デジタルDMO整備事業負担金について（企画調整課）

これらの負担金はいずれも会津地域スマートシティ推進協議会に対するものであり、同協議会の平成28年度決算ベースにおいて、サテライト誘致事業費13,600千円及びデジタル情報プラットフォーム整備事業費4,000千円の財源は、それぞれ本市からの負担金が100%となっている。また、広域的な事業であるデジタルDMO整備事業費103,020千円の財源も、2市3町2村からの負担金（うち本市からの負担金は13,000千円）が100%となっている。

こうした中で、負担金については、会津若松市補助金等の交付に関する規則の対象となっておらず、補助金のように実績報告書等の提出義務はない。こうした中であって、今回の監査において提出のあった起案等の一連の文書において、当該事業の事業実績及び収支決算に関し、確認できたものは、総会資料が主なものであり、負担金事業に係る契約も含めた財務処理の合規性・公平性に係る検証の観点からは、提出のあった一連の文書だけで、必ずしも十分なものとは限らないものであった。

一方、前述のように事業費の財源が100%公金であることを考慮すると、これらの事業に当たっては、事務処理過程においても、公金に準じた合規性や公平性に配慮した事務処理が求められるものである。

今回の負担金については、いずれも交付先の事務局は、過度に行政へ依存しない自主性・自立性をもった運営を行っていくため、構成メンバーの一員である地元民間事業者が担っており、しかも、事務事業の一部は、ノウハウ等の観点から当該事業者が受託者となっている。こうした中で、財務処理に当たっては、会津若松市財務規則に準ずることとしており、市においては、事務的に随時その状況をチェックしているとのことであった。なお、こうした取扱いについては、事務担当における資料のやりとりや口頭での協議によるものであった。

負担金事業の多くは、市が事務局を担い、その一連の事務

処理の過程で、市と同様のチェック機能が働いていることに鑑み、当該事業について、今後は、事務処理経過においても、公金に準じた取扱いの確認の観点から、より詳細な収支決算内訳書を負担金事業ごとに求めるなど、後日第三者も主要な財務処理状況等を検証できるようなあり方について、検討されたい。

○訪問介助理美容事業と拠点整備事業業務委託について（企画調整課協働・男女参画室）

訪問介助理美容事業については、当初行政提案型モデル事業「理美容で若返り介護予防業務」として始まり、その後地方創生加速化交付金制度に基づき「しごとづくり、人材育成、多世代交流」を目的として、事業を行ってきたものである。継続した取組により訪問介助理美容師や学生のスキルアップ・人材育成において成果をあげてきたものと推察する。

しかしながら、事業実施において、事業の性質が競争入札に適さないという判断から一者による随意契約としている。平成27年度からの事業委託における予算額、契約額、決算額（収支決算報告書）は全ての金額が同じであり、また、収支決算報告書の各項目についても詳細が明示されていないため、透明性が求められるところである。

事業委託において、第三者に対し説明責任を果たすためには、わかりやすい、疑義がもたれることのない、信頼のおける内容のものでなければならないことは不可欠であり、責任の所在を明確にしていかなければならない。

今後の継続した事業の取組に当たっては、受注者側でのわかりやすい書類の作成を念頭に置き、当該事業が国からの交付金を活用していることを踏まえ補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を遵守し、委託業務の発注から履行に至るまでの十分な監督及び検査や検収をしていく必要性を切に感じるところである。

更には、随意契約によらざるを得ない事業については、より公平性に留意する必要があるため、毎年度過去の実績を検証し、民間委託の必要性と目的を十分に説明していかなければならないと思料する。

○教育旅行震災復興プロジェクト事業業務委託及び一般財団法人会津若松観光ビューロー観光物産復興特別補助金について
(観光課)

教育旅行震災復興プロジェクト事業委託については、福島県緊急雇用創出事業（原子力災害対応雇用支援事業）として、平成28年4月1日に一者随意契約によって一般財団法人会津若松観光ビューローに委託されたもの（以下「委託事業」という。）であり、一般財団法人会津若松観光ビューロー観光物産復興特別補助金については、同補助金交付要綱の規定により、平成28年4月1日に同法人に交付されたもの（以下「補助事業」という。）である。

委託事業は、国・県の補助金を活用した雇用の場の確保を主要な目的としつつ、これらの人材を活用した教育旅行誘致の促進をもう一つの目的とした事業である。一方、補助事業

は、観光物産における震災からの風評払拭を目的として、インバウンド推進事業やコンベンション推進事業、更には物産プロモーション事業などとともに、教育旅行誘致促進事業にも取り組み、多方面から観光物産の復興を図ろうとするものである。

このように、両事業における教育旅行誘致促進の位置付けは異なっているが、教育旅行関係者に本市の魅力や安全性をアピールすることによって教育旅行の回復を目指すという点で同じであり、また、両事業の受け手も同一者である。

こうしたことから、全国の学校や旅行エージェント等への誘致活動において、個々の訪問先に委託事業単独、あるいは補助事業単独で働きかけを行うことはもちろん、両事業が合同で誘致キャラバンを組んだケースもあったとのことである。

なお、合同での取組は、両事業の共通の受け手である観光ビューローが教育旅行誘致活動を総合的な事業方針のもと、相乗効果を考慮して行ったものと受け止めており、監査としても否定するものではない。

こうした状況にあって、委託事業の実績報告においては、雇用機会創出の成果は確認できたものの、それに対応する教育旅行誘致活動実績は確認できず、追加の提出資料では委託事業と補助事業が混在したものであった。また、説明においては、合同での取組について、単純に委託事業単独、補助事業単独に切り分けたものであった。

一方、補助事業の教育旅行誘致の実績報告においては、活

動実績は明示されているものの、委託事業との合同活動があるにもかかわらず、補助事業だけで行ったような報告内容となっており、また、別の資料においては、委託事業単独で行ったものも含めて、全ての訪問活動が補助事業で行ったように受け止められるものもあった。

以上のことから、今後の事務処理にあっては、次の二点に留意されたい。

一点目は、事業終了後の収支決算については十分留意されているものの、事業の結果や成果の検証は必ずしも十分なものとは言い難い。事業に取り組むことはもちろん重要であるが、事業の結果や成果を総括し、次につなげていくことも、それに劣らず重要なことである。委託事業や補助事業について、委託や補助の目的に立ち返って、また、仕様書や補助条件を踏まえ、相手方とも十分協議しながら、事業の総括にふさわしい実績報告となるよう留意されたい。

二点目は、今回のように二つの事業の受け手が同一の場合、しかも、その用途や目的に類似性がある場合、受け手側としては、二つの事業を一体的に捉え、総合的・効果的な事業展開を意図することは、理解できない訳ではないが、その結果、受け手側では実績においても一体的に取りまとめる可能性がある。

しかし、市としては、委託事業は、実施主体や責任者は市であり、相手側との関係も契約に基づくものであるのに対し、補助事業は、実施主体や責任者は相手方であり、相手側との

関係も申請に基づく行政処分である。加えて、今回は、事業の財源に国・県の公金が使われており、こうした公金の使途条件に沿っていることが必要であり、そうした点での説明責任も果たし得るようにはしておかなければならない。

したがって、受け手側の考え方や事情があるにせよ、市としては、最終的には、これらの二つの事業について、峻別した実績報告となるよう留意されたい。

- 若松城天守閣バーチャルリアリティコンテンツ制作業務委託、史跡若松城跡紅葉ライトアップ業務委託及び多言語観光プロモーションDVD作成・PR業務委託について（観光課）

上記各業務委託については、プロポーザル審査会を経て随意契約となったものであるが、うち、2委託業務については、委託契約書に第三者への一括再委託禁止と一部委託の場合の文書での承諾を要件としているところ、業務の実施に際して第三者への一部委託があったが、それについて文書での手続が行われなかったものである。また、1委託業務については、プロポーザル審査会で提出された「業務実施体制」により、第三者への一部委託が初めから確認できることから、契約検査課作成の委託契約書標準様式から第三者への再委託禁止条項を削除したというものである。

ところで、プロポーザル審査会で提出された「業務実施体制」は、企画提案書の一書類であり、発注者が受注者を選定する際の書類の一部である。業務の一部を第三者に委託することを約定した書類ではない。一方、業務委託契約書は発注

者と受注者が対等な立場で「事業成果を提出する」「委託料を支払う」ことを約する、民法上の書類である。そのための業務遂行に必要な事項が定められ、一括再委託の禁止及び一部再委託の場合の承諾その他について約定しているものである。

委託業務の発注に当たっては、会津若松市財務規則第 113 条（権利義務の譲渡等の禁止の約定）の規定の原点に立ち返り、再委託禁止条項を契約書に盛り込むとともに、一部再委託に当たっては文書での申請・承認手続をとるなど適切な事務処理に当たられたい。

- まちなか賑わいづくり実行委員会への負担金（まちなか景観づくり事業負担金、まちなか賑わいづくりプロジェクト事業負担金）、漆香るプロジェクト実行委員会負担金、桜咲く会津プロジェクト実行委員会負担金、桜咲く会津プロジェクト実行委員会特別負担金について（商工課）

各種実行委員会においては、構成団体からの負担金を主な財源として、実行委員会の規約等に基づき、会の運営や事業を執行しているところであるが、上記の実行委員会の財源については、市以外の構成団体からの負担金はなく、市からの負担金が歳入全体（県補助金がある場合は当該補助金を除いた額）の 95～100%と大半を占めていた。

こうした中で、これらの負担金に係る今回の定期監査に当たって、市から公文書として提出のあったものは、総会時の収支決算書、実行委員会の監査報告書、事業報告と限られた

ものであった。また、上記の実行委員会の事務局は、どれも商工課が担っており、事務処理に当たっては会津若松市財務規則及び会津若松市各種団体経理事務取扱要領に基づき執行しており、更に、事業の成果についても、市の所管課と実行委員会事務局が表裏一体のため、市負担金の決算審査等必要に応じた内容で適宜、市として成果を取りまとめているとのことであった。

しかしながら、あくまで、市としての負担金の支出と実行委員会の事業執行は峻別されてしかるべきであり、とりわけ、市からの負担金が財源の大半を占める事業費負担的なものについては、公金支出者の市として、情報公開等においても説明責任を果たし得るように、事業終了時又は事業年度終了時に、事業成果の概要や主な財務処理の状況を、公文書として実行委員会に求める必要性について、類似の事業も含め、全庁的に検討すべき課題として関係所管部局と協議されたい。

ところで、実行委員会の予算・決算については、構成員の総意によって、年度間の弾力的な運用を図り、取り巻く情勢に柔軟かつ適切な対応を図れる利点があるものと思料する。

しかしながら、上記負担金の中には、当初予定していた事業の進捗等の兼ね合いで、歳出が当初予算の半分以下、あるいは、3分の1以下になったものの、市からの負担金は減額せず、それによって生じた繰越金を財源とすることによって、次年度の負担金の減額等で調整したものも見受けられた。

このように負担金の大半が未消化となるのは稀なケースと

は思料するが、この場合、前述のように次年度で調整する方法と、当該年度の負担金の減額補正により単年度で処理する方法も考えられるところであり、単年度予算主義との兼ね合いも含め財政当局との事前協議の必要性について、全庁的に検討すべき課題として関係所管部局と協議されたい。

○全国高等学校総合体育大会テニス競技等運営施設賃貸借について（スポーツ推進課）

当該賃貸借契約に当たっては、仕様書記載内容誤りによる入札中止や賃貸借物件の引渡し期限の延期及び仕様の変更等による複数回の変更契約が行われている。

これらの要因として、課内での仕様書の確認を含めた契約事務手続に係るチェック体制の不備があげられるが、事務手続以外にも問題があると考えられる。

一つには仕様書の作成に当たって、全国的な競技団体との視察現場における口頭での協議の一度のみで、実際の大会運営を行う地元競技団体等との協議が極めて不十分であり、事前に利用者の要望・意見の把握が足りなかったことがあげられる。

二つ目には、建築確認に必要な期間が想定外にかかったことを含め、仕様書図面の確認不足など技術的な面での建設部門との情報交換不足があげられる。これは、現在の市の契約事務手続にかかるルールとして、工事であれば予算原課が建設部に依頼し発注するが、賃貸借においては、たとえ工事を伴う建物賃貸借であっても全ての手続を予算原課が行うとい

う方法であることにも一因があるものと思料する。

これらを踏まえ、仕様書の作成に当たっては利用者との多段階及び多方面での協議による利用者目線での要望等の把握方法の検討及び課内での契約事務に係るチェック体制の整備を図られたい。

また、今後、工事を伴う建物賃貸借に当たっては、利用者等からの要望・意見の把握は予算原課、工事部分については建設部門等の役割分担が考えられるが、こうしたことを踏まえ、契約事務手続に係るルールの見直しの必要性を含め、検討を行われたい。